

令和4年度八代市新型コロナウイルス感染症 予防対策支援補助金（強化）

対面での接客等を伴う事業者の皆様の予防対策に要した費用の支援を行います

▶店舗・施設等への補助

八代市内の感染予防対策を行った店舗・施設

補助率 **3/4** 上限 **10万円**
※施設等1件につき

▶タクシー等への補助

八代市内に事業所があり感染予防対策を行ったタクシー等

タクシー等車両1台につき
補助率 **3/4** 上限 **3万円**
※但し1事業者最大100万円までとします

対象経費

※令和4年4月1日以降に購入した下記の費用（※対象経費に消費税は含まない）

- (A) マスク、フェイスシールド等の消耗品費
- (B) 消毒液、除菌シート等の消耗品費
- (C) 空気清浄機フィルター等の消耗品費
- (D) CO2測定器、空気清浄機、加湿器、サーキュレーター等の備品購入費
- (E) 非接触型検温機器、オートディスペンサー等の備品購入費
- (F) パーテーション、つい立等の備品購入費及びその材料費
- (G) 抗菌・抗ウイルス機能を有した備品の購入費
- (H) 換気機能または除菌機能付きエアコンの購入及び設置施工費
- (I) 網戸及び換気扇等の改修工事に係る施工費
- (J) 光触媒等抗菌効果を持たせることを目的とする施工費
- (K) キャッシュレス決済のための電子機器の購入及び設置に係る経費
- (L) その他予防対策に係る経費

申請の流れ

※混雑・クラスター感染を避けるため、オンライン申請または特定記録郵便での申請方法とします。



申請締切

令和5年1月13日(金) (郵送の場合：当日消印有効)
(オンラインの場合：同日中に正常に到達したものに限り受付)

対象施設等

日本標準産業分類での下記の業種で事業に供する店舗・施設等及びタクシー等。ただし、次の店舗・施設等は対象外とする。

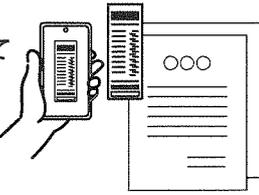
- ・暴力団又は暴力団員等に該当する者が営む施設
- ・特定の風俗営業事業者が営む施設
- ・対面での接客等を行わない施設
- ・接客の場とならない車両
- ・令和3年2月5日時点において国または県が実施する衛生設備導入等補助制度の対象である店舗等（医療機関・薬局・福祉施設・教育施設・鉄道・路線バス等）

■**鉱業**、採石業、砂利採取業[5] **鉱業**、採石業、砂利採取業 ■**建設業**[6] 総合工事業[7] 職別工事業（設備工事業を除く）[8] 設備工事業 ■**製造業**[9] 食料品製造業[10] 飲料・たばこ・飼料製造業[11] 繊維工業[12] 木材・木製品製造業（家具を除く）[13] 家具・装備品製造業[14] / プラップ・紙・紙加工品製造業[15] 印刷・同梱業[16] 化学工業[17] 石油製品・石炭製品製造業[18] プラスチック製品製造業（別掲を除く）[19] ゴム製品製造業[20] なめし革・同製品・毛皮製造業[21] 窯業・土石製品製造業[22] 鉄鋼業[23] 非鉄金属製造業[24] 金属製品製造業[25] はん用機械器具製造業[26] 生産用機械器具製造業[27] 業務用機械器具製造業[28] 電子部品・デバイス・電子回路製造業[29] 電気機械器具製造業[30] 情報通信機械器具製造業[31] 輸送用機械器具製造業[32] その他の製造業 ■**電気・ガス・熱供給・水道業**[33] 電気業[34] ガス業[35] 熱供給業[36] 水道業 ■**情報通信業**[37] 通信業[38] 放送業[39] 情報サービス業[40] インターネット附随サービス業[41] 映像・音声・文字情報制作業 ■**運輸業**、郵便業[43] 道路旅客運送業（但し路線バスを除く）[44] 道路貨物運送業[45] 水運業[46] 航空運輸業[47] 倉庫業[48] 運輸に附帯するサービス業[49] 郵便業（信書便事業を含む） ■**卸売業**、小売業[50] 各種商品卸売業[51] 繊維・衣服等卸売業[52] 飲食食品卸売業[53] 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業[54] 機械器具卸売業[55] その他の卸売業[56] 各種商品小売業[57] 繊維・衣服・身の回り品小売業[58] 飲食食品小売業[59] 機械器具小売業[60] その他の小売業[61] 無店舗小売業 ■**金融業**、保険業[62] 銀行業[63] 協同組織金融業[64] 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関[65] 金融商品取引業、商品先物取引業[66] 補助的金融業等[67] 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む） ■**不動産業**、物品賃貸業[68] 不動産取引業[69] 不動産賃貸業・管理業[70] 物品賃貸業 ■**学術研究**、専門・技術サービス業[71] 学術・開発研究機関[72] 専門サービス業（他に分類されないもの）[73] 広告業[74] 技術サービス業（他に分類されないもの） ■**宿泊業**、飲食サービス業[75] 宿泊業[76] 飲食店[77] 持ち帰り・配達飲食サービス業 ■**生活関連サービス業**、娯楽業[78] 洗濯・理容・美容・浴場業[79] その他の生活関連サービス業[80] 娯楽業 ■**教育**、学習支援業[81] 学校教育[82] その他の教育、学習支援業 ■**医療**、福祉[83] 医療業[85] 社会保険・社会福祉・介護事業 ■**複合サービス事業**[86] 郵便局[87] 協同組合（他に分類されないもの） ■**サービス業**（他に分類されないもの）[88] 廃棄物処理業[89] 自動車整備業[90] 機械等修理業（別掲を除く）[91] 職業紹介・労働者派遣業[92] その他の事業サービス業[93] 政治・経済・文化団体[94] 宗教[95] その他のサービス業

※国・県・市等の公共施設は除く。※業種がご不明な場合は、商工・港湾振興課（33-8513）までお問い合わせください。

オンライン申請の場合

1 必要書類・資料を撮影して申請に使用する
パソコンやスマホに写真を保存してください



2 オンライン申請フォームにアクセス

八代市 予防対策 補助金

八代市サイト[予防対策]の記事からも申請できます

<https://logoform.jp/form/zis6/153274>

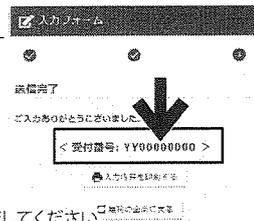


3 予防対策支援補助金(強化)申請フォームに必要な情報を入力し、必要書類の写真を添付してください

4 入力内容を確認して送信

5 送信完了画面の受付番号を控えて申請完了です

※受付番号は決定通知が届くまで保管してください



用紙による郵便申請の場合

1 予防対策支援補助金(強化)申請書一式を八代市のホームページからダウンロード後印刷、または次の配布場所で入手してください

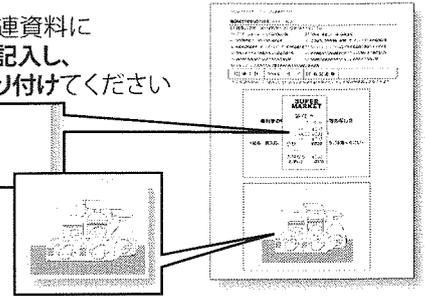
八代市 予防対策 補助金

申請書類配布場所

- ・八代商工会議所
- ・八代市商工会
- ・八代市 総合案内所
- ・八代市 各支所 地域振興課
- ・八代市 商工・港湾振興課(本庁舎4F北側)

2 申請書及び関連資料に必要な情報を記入し、必要書類を貼り付けてください

サージカルマスク ¥198
手指消毒スプレー ¥1,100



3 特定記録郵便で申請用紙送付

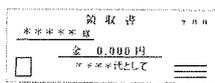
※特定記録郵便の控えは決定通知が届くまで保管してください

※この郵便番号を使うと住所の記載を省略できます。

〒866-8601(市役所専用)
八代市 商工・港湾振興課
八代市新型コロナウイルス感染症
予防対策支援補助金(強化) 係宛

申請に必要な書類

予防対策に要した費用のレシート、領収書のコピー



「安心なまちやつしろプロジェクト」感染防止対策ステッカー等を店舗に掲示している写真等



登録についてのご相談

安心なまちやつしろプロジェクト
TEL 070-7651-8246
(八代商工会議所内)

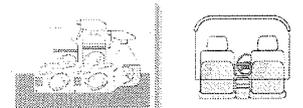
「安心なまちやつしろプロジェクト」ホームページ
<https://8246.anshinmachi.com/>

※本補助金申請については「安心なまちやつしろプロジェクト」への登録(申請中も含む)が必要となります。



予防対策を行ったすべての写真

※事業を行っての場所での写真



※エアコンの場合は設置機種の型番がわかる写真と換気機能等が付いていることがわかる資料等も必要です

許認可証の写し等

- ・事業に必要な許認可証の写し(業種によって異なります)
- ※許認可を受ける必要がない業種の場合は
- ・施設等の名称がわかる看板等の写真

補助金振込先の通帳の写し

- (1) 通帳の表面
- (2) 通帳で名義のカナ表記が確認できる面



お問合せ

八代市役所経済文化交流部 商工・港湾振興課 (市役所本庁舎4F北側)

八代市 予防対策 補助金

TEL:0965-33-8513